

第56回
東京地方裁判所委員会

(令和4年6月15日開催)

議事録

東京地方裁判所委員会（第56回）議事概要メモ

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

令和4年6月15日（水）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

大会議室（東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎）

第3 出席者

（委員） 平木正洋（委員長）、市川充、井上寛、江原健志、小林信昭、小南貴秀、澤田千津子、島田耕一、田中伸一、坪田郁子、中条朋子、中田治子、永渕健一、中村功一、原田章治、福嶋永子

（事務局）東京地裁民事首席書記官、同事務局長、東京簡裁事務部長、東京地裁総務課長、同総務課課長補佐、同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

佐藤 哲治 東京地方裁判所所長代行者

兼東京簡易裁判所司法行政事務掌理者

森田 浩美 東京地裁民事第27部部総括裁判官

第4 議題

「民事交通訴訟について」

第5 配布資料

- ・ 佐藤哲治裁判官・森田浩美裁判官作成「民事交通訴訟について」と題するパワーポイントのプリント

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（小林委員、小南委員、永渕委員、中村委員、原田委員）

3 議題（発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。）

【発言者の表示＝◎：平木委員長、○：委員、■：佐藤裁判官（プレゼンター）、◆：森田裁判官（プレゼンター）】

「民事交通訴訟について」と題するパワーポイントを利用して、佐藤裁判官及び森田裁判官から説明を行った後、以下のとおり質疑応答があった。

- 警察との間で協議の場はあるのか。
- ◆ 弁護士会などとの間では、協議や講演を長年継続的に行っているが、現状では警察との間での意見交換会は設けられていない。
- 交通事件については、連携部から交通部に照会する態勢ということだが、具体的にどのような態勢なのか。
- 東京簡裁の民事の室と東京地裁民事部の特定の部である連携部との間で、窓口の裁判官を通じて、基本的には簡裁側から、疑問点があれば、地裁の連携部に質問をしてい

る。普通の民事の案件であれば連携部から回答されるが、交通事故の場合は連携部から交通部に疑問点が照会され、その結果を連携部を通じて還元してもらっている。

- ウェブ会議、ITの活用について、和解の場面で、当事者との話をウェブ会議でやるのと直接面談して聞くのでは違うかと思うが、その点について苦労はあるか。
- ◆ 交通訴訟の場合、多くの事件でウェブ会議が実施され、訴訟代理人のみが手続に参加することが多いが、重篤な後遺障害を負った本人や死亡事案の遺族などから、直接裁判官に話を聞いて欲しいと要望されることがある。そのような場合、訴訟代理人の事務所からウェブ会議に参加してもらったり、裁判所に来庁してもらったりして、事案に応じて柔軟に対応している。
- 交通事故は刑事でも難しい部類に入るが、ドライブレコーダーがあれば、言葉で説明されるよりも、かなり客観的に事故の状況がわかると思う。
- ◎ ドライブレコーダーがついていない車もあるが、防犯カメラに映っているということもあり、大変に参考になる。
- 東京簡裁には司法委員が約300人おり、半数は弁護士だが、アジャスターや損害保険会社のOBの方もいる。簡裁では過失割合や損害額が問題となるが、アジャスターの司法委員からはいろいろなアドバイスを得られるので、当事者も納得してくれて、和解もしやすい。
- 弁護士特約の保険が普及したことによって、交通訴訟に弁護士の関与が増えたとの報告については、泣き寝入りを防ぐという意味ではそう悪くないことだと思っている。また、本人訴訟では一覧表の作成はお願いしにくいので、やはり弁護士がつくことによって新しい試みを進められるというメリットもあると思う。
- 簡裁の事件では比較的本人訴訟が多く、本人が期日に出頭していればその場で対応できるが、弁護士関与の場合は依頼者がいるので一旦持ち帰りということもあって、簡易な事件を早期に解決する簡裁ではやりづらさを感じることもある。
- ◆ 泣き寝入りを防ぎ被害者の救済を図るという観点からは、弁護士費用補償特約は有益だと思う。また、交通訴訟は専門的な訴訟なので、弁護士がつくことにメリットはある。弁護士特約でつく代理人は交通訴訟の経験が豊富な人が多いので、円滑な進行が図りやすい。もっとも、依頼者と代理人との関係が希薄であるため、信頼関係の形成が難しい事案もあるようである。また、依頼者自身が訴訟に関与するという当事者意識やコスト意識が薄く、紛争解決に向けた決断がしにくい事案もあるように感じている。
- 審理の流れの中で、逆にあえて和解勧試をしないという案件はどれくらいあるのか。また、それは具体的にどのような案件か。
- ◆ ほとんどの事案で和解勧試をしているが、例えば被害者側の故意による事故招致であると強く疑われたり、事故により受傷したと認めるのが困難な事案では、粛々と手続を進めていると思う。争いがあり、事前交渉での隔たりが大きい事案であっても、双方の主張を踏まえて積極的に心証を開示して和解勧試をしている。

- 交通事故で過失割合がゼロといったことは起こり得るのか。また、お金は1円単位なのに割合は10パーセントごとということになるのか。
- ◆ 実際に事故を回避することが難しいといった事案では、過失割合がゼロになることもある。過失相殺の割合については、「緑の本」に記載された基本の過失割合や修正要素として5パーセント単位のものもある。和解では切りの良い金額にするため端数の割合を使うこともあるが、判決ではせいぜい5パーセントごとにする人が多いと思う。
- 自転車の事故が多いことから、区民保険が作られており、東京都では自転車保険の加入が義務化されているが、なかなか入ってもらえない。入ってもらう工夫について何かヒントはないか。
- ◆ 紹介の仕方は難しいことと思うが、実際に大きな被害が生じて損害が多額となった事例を紹介しながら普及を図っていくことも、考えられるのではないかと思う。
- 電動キックボードが施行されているが、実際の裁判では今どれくらい案件は増えているか。
- 簡裁では今のところそのような事案があるとは聞いていない。
- 弁護士関与についてだが、当事者の一方にだけついて、もう一方が本人の場合はどれくらいあるか。また、そのような場合の苦勞を教えて欲しい。
- 本人訴訟の場合は、専門家ではないので、事情聴取に時間がかかることがある。

第7 次回のテーマ等について

次回のテーマは「障がいのある裁判員（候補者）に対する裁判所の取組」（仮題）

第8 次回の開催期日について

令和4年11月14日（月）午後3時30分